

健生食輸発0915第1号
令和8年9月15日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インドネシア産食品の総アフラトキシン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第1号(最終改正：令和8年9月2日付け健生食輸発0902第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、CV. WAHANA PANGAN LESTARIの製造した赤とうがらしを含むインドネシア産食品からアフラトキシンが検出されたことから、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表3に同社を追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。